

# 中野区の特別支援教室

(情緒・発達に課題のある子どもの支援)

令和元年（2019年）7月26日

教育委員会事務局子ども特別支援課長  
中村 誠

# 特別支援教育に関する近年の制度改正

平成17年（2005年） 発達障害者支援法 施行  
→発達障害者を支援対象として明記

平成19年（2007年）4月 学校教育法 改正施行  
→「特殊教育」から「特別支援教育」へ

平成19年（2007年）9月 障害者の権利に関する条約 署名  
→共生社会の形成

平成23年（2011年）8月 障害者基本法 改正施行  
→「社会モデル」を基本とした共生社会の実現へ

平成25年（2013年）9月 学校教育法施行令 改正施行  
→総合的な観点から就学先を決定

平成28年（2016年）4月 障害者差別解消法 施行  
→合理的配慮の提供

平成28年（2016年）8月 発達障害者支援法 改正施行  
→特性に応じた教育的支援

# 「障害」のとらえ方の変化

\* 医学モデル 生活上の支障 ⇒ 本人の身体機能が原因



\* 社会モデル 生活上の支障 ⇒ 社会の受入れ体制が不十分

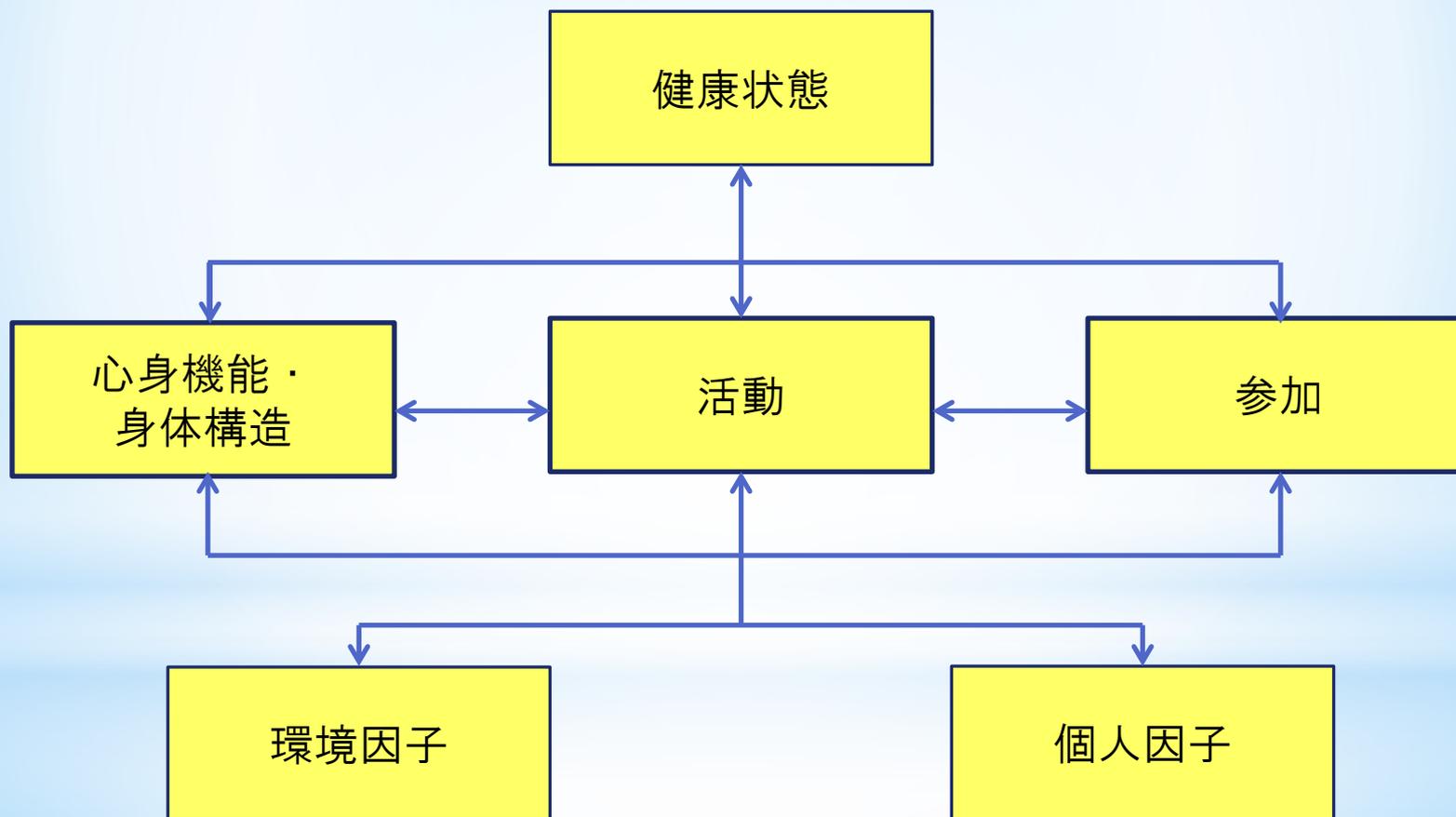


社会の中に多様な特性の人がいるのは当然。  
社会の仕組みを改善することにより支障（障壁）を  
解消できる。

# ICIDH (国際障害分類) WHO・1980年



# ICF (國際生活機能分類) WHO・2001年



# 特別な支援が必要な子どもの就学先の例（小学校）

障害種別	就学先	通級等利用
知的障害	区立小学校の特別支援学級 新井小学校、江原小学校、 西中野小学校、みなみの小学校、 美鳩小学校、中野第一小学校	
難聴または言語障害	区立小学校の通常の学級	きこえとことばの教室 (桃花小学校)
情緒・発達障害	区立小学校の通常の学級	特別支援教室（巡回指導）
知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱	都立特別支援学校	

# 特別な支援が必要な子どもの就学先の例（中学校）

障害種別	就学先	通級等利用
知的障害	区立中学校の特別支援学級 第二中学校、第四中学校、 第七中学校	
情緒・発達障害	区立中学校の通常の学級	通級指導学級 (中野中学校)
知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱	都立特別支援学校	

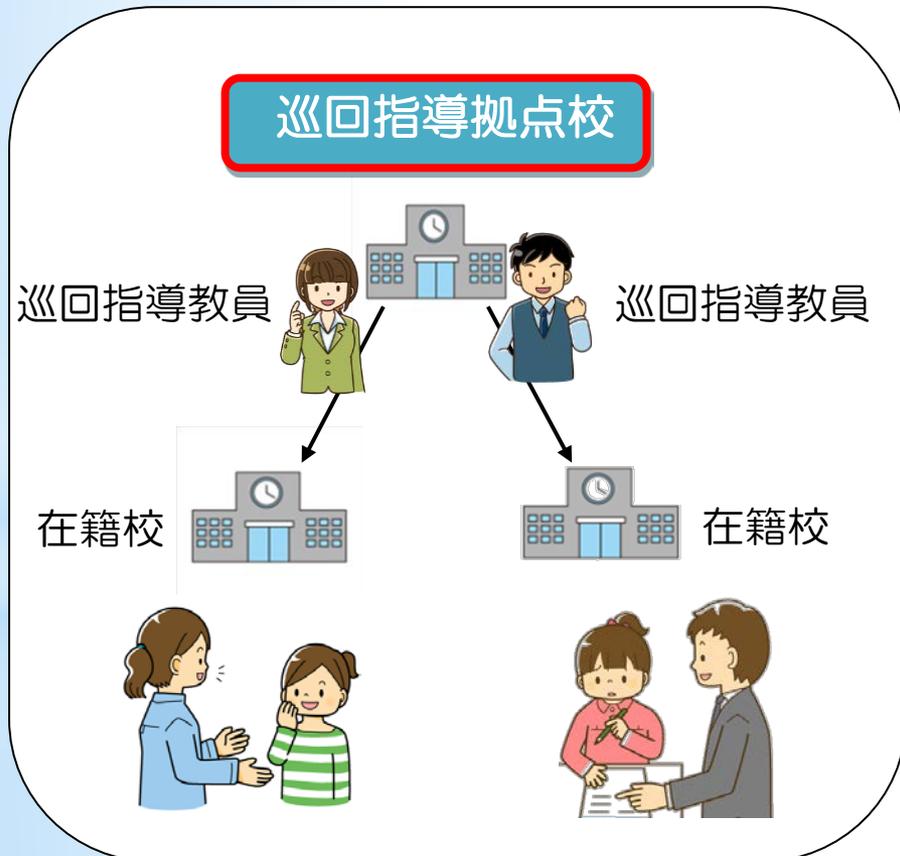
# 発達障害者支援法

(平成28年改正)

(教育)

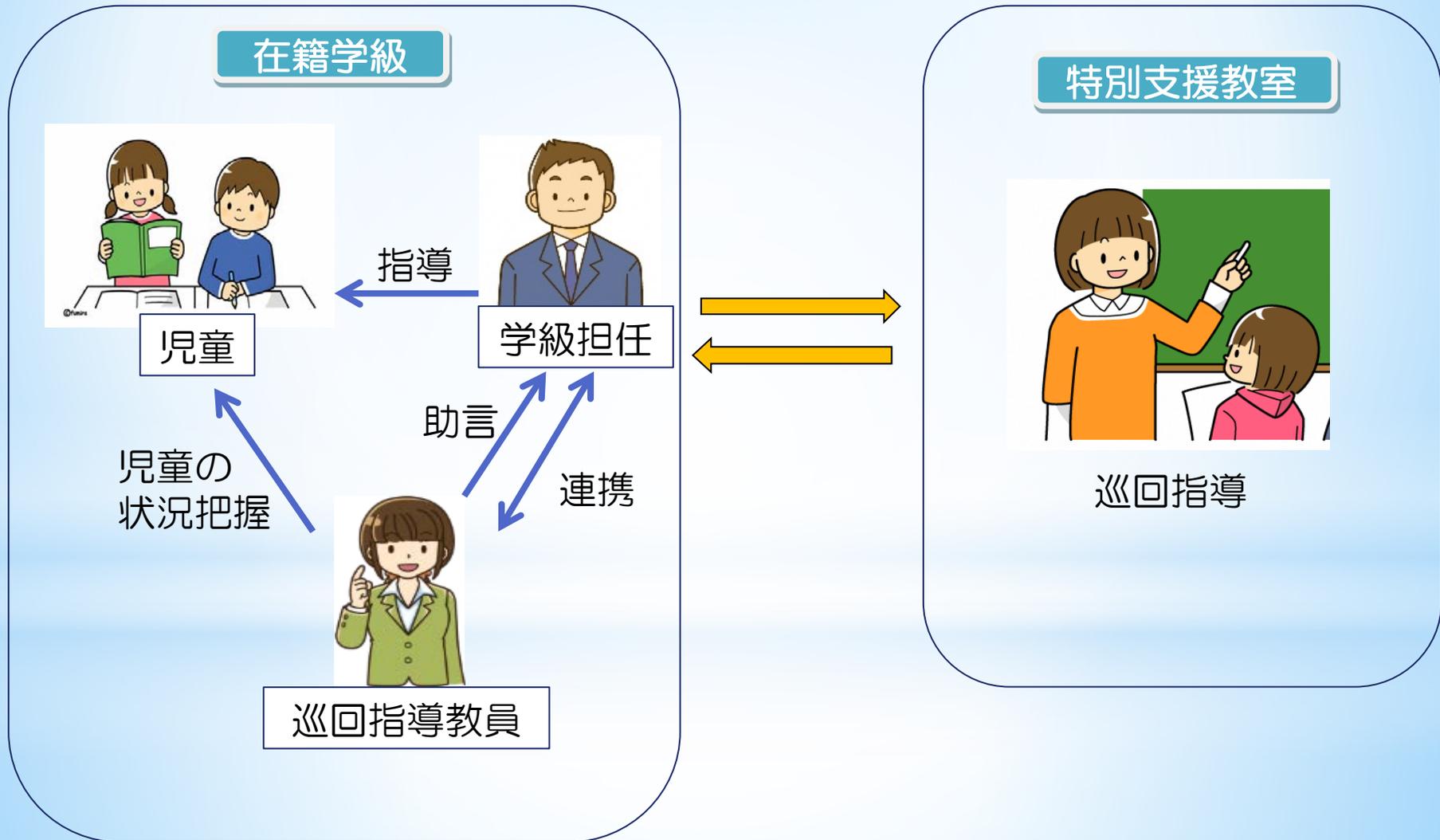
第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、**可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。**

# 小学校における巡回指導



拠点校	巡回先
中野本郷小学校	中野本郷小学校、南台小学校、 みなみの小学校、中野第一小学校
塔山小学校	桃園第二小学校、塔山小学校、 谷戸小学校、桃花小学校、 白桜小学校
上高田小学校	江古田小学校、上高田小学校、 新井小学校、江原小学校、 平和の森小学校、緑野小学校
鷺宮小学校	鷺宮小学校、啓明小学校、 北原小学校、武蔵台小学校、 西中野小学校、上鷺宮小学校、 美鳩小学校

# 小学校における巡回指導 (在籍校での指導・支援)



# ≡ Δ M I M

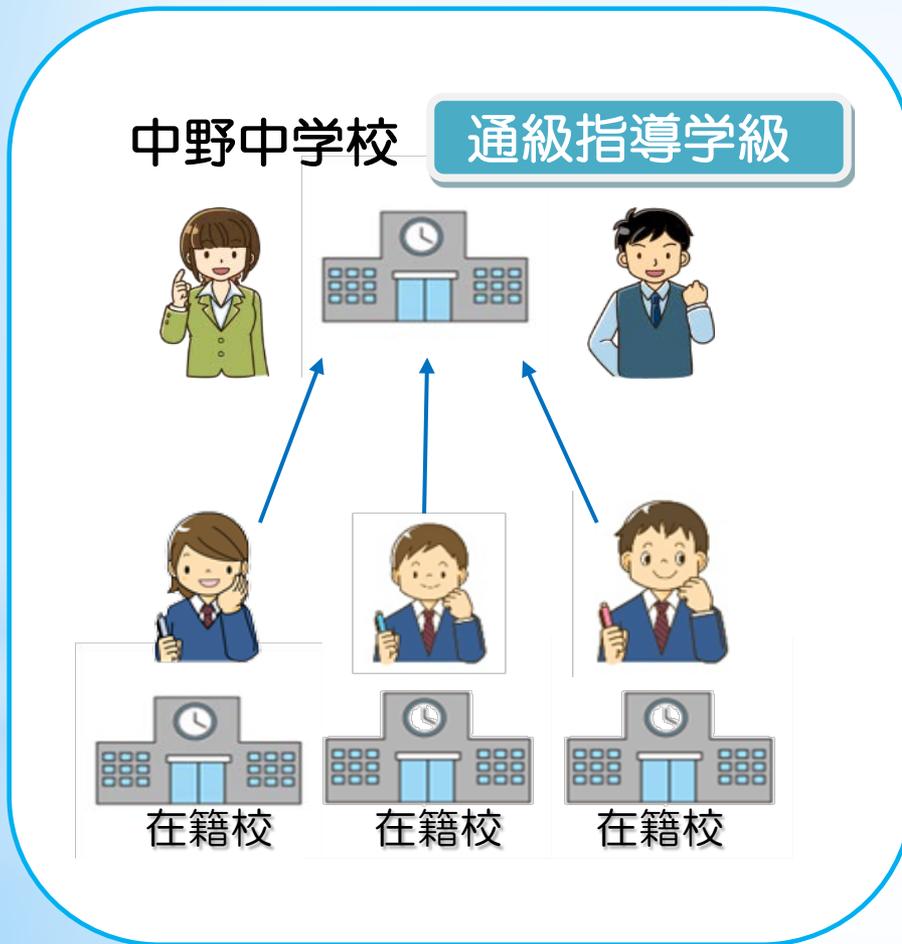
(Multilayer Instruction Model = 多層指導モデル)

通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供していくためのもの。

特に、子どもが学習につまづく前に、また、つまづきが重篤化する前に指導・支援を行うことをめざす。

The screenshot displays a Japanese language learning application interface. On the left, a girl's icon is next to a pink vertical box containing the text "おとがきえる" (oto ga kieru). To the right, the question "どうちがうかな?" (How is it different?) is posed above two columns of hiragana characters: "ね" (ne) and "こ" (ko). Below the characters are illustrations of a tree and a cat. A blue arrow points from the pink box to the "ね" column. A green vertical box on the right contains the text "つまるおと" (tsumaru oto). The right side of the screenshot shows a boy's icon next to a treasure chest. Below it, three numbered options are listed: ①はっけん (hakkēn), ②はけん (hakēn), and ③はっけん (hakkēn). A vertical text box on the right contains the text "ぼくは、たからものを はっけんしました。" (Boku wa, takarao mono o hakkēn shimashita.) and "まだしられていなかったものやことを、あたらしくみつけたすこと。" (Mada shirarete inakatta mono ya koto o, atarashiku mitsuketa su koto.).

# 中学校の通級指導学級【現行】



# 中学校への 特別支援教室の設置・巡回指導の導入

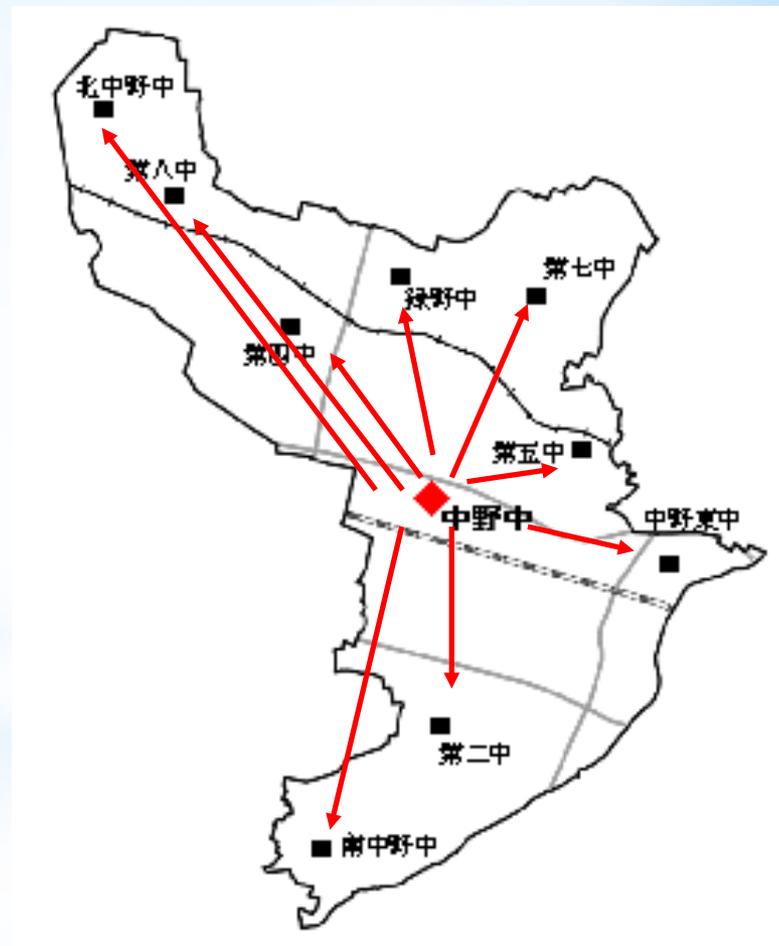
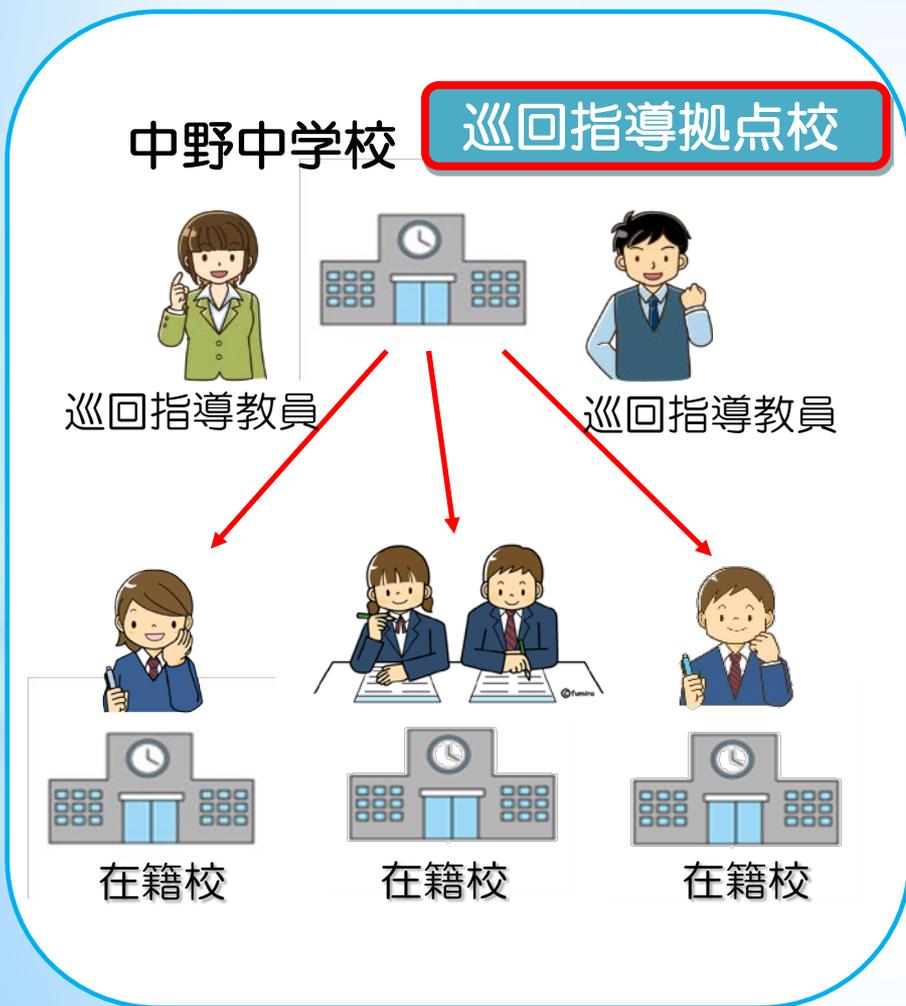
## 令和2年度（2020年度）

第四中学校、第八中学校、北中野中学校、  
緑野中学校、中野中学校

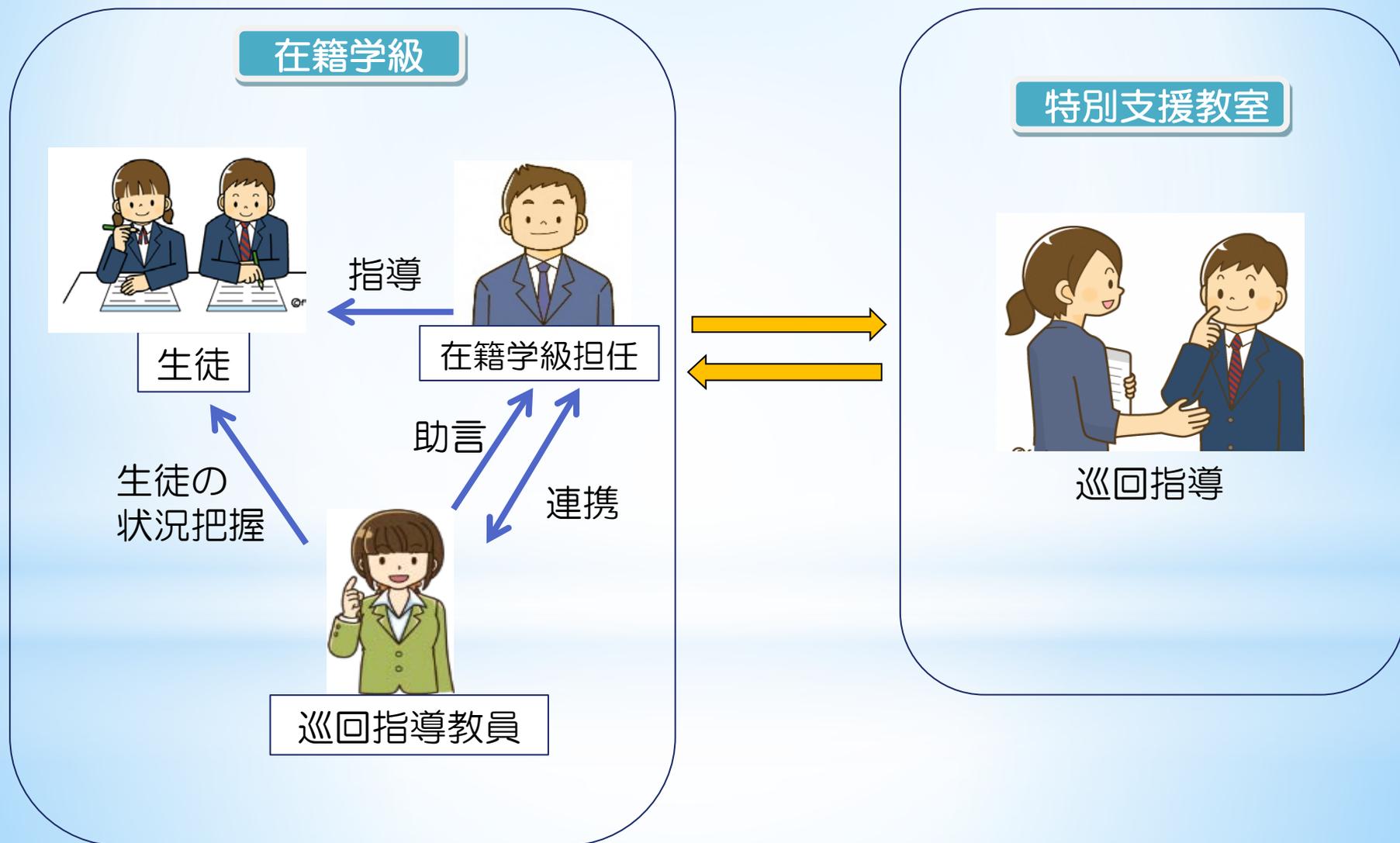
## 令和3年度（2021年度）

第二中学校、第五中学校、第七中学校、  
南中野中学校、中野東中学校

# 中学校の巡回指導【来年度以降】



# 中学校における巡回指導【来年度以降】 (在籍校での指導・支援)



# 利用の手続き

1 在籍校での話し合い

2 保護者による申込み

3① 巡回指導教員との面接

3② 就学相談専門員との面接・知能検査

4 巡回指導支援委員会

5 指導の開始

# 特別支援教室の利用促進

(中学校通級指導学級の利用促進)

## 小学校就学时

就学相談により「通常の学級が適切」かつ「情緒・発達の課題についての指導・支援が必要」と判断された児童



就学先は通常の学級としたうえで、就学後速やかに特別支援教室での巡回指導が受けられるよう引き継ぐ

## 中学校就学时

小学校6年生の時点で特別支援教室での巡回指導を利用しており、進学後も利用継続が適切と考えられる児童



就学後速やかに通級指導／巡回指導が受けられるよう引き継ぐ

(平成30年度から)

# 今後の課題：理解促進

- 共生社会の実現を目指す
- 社会モデル
- 合理的配慮